

## 本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、性別などに関係なく、個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちの実現のため、パートナーシップ宣誓に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 成年であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係がある者がいないこと。

(4) 宣誓をする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において本庄市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び本庄市パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあつては、その事

実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、前条第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出しようとする場合において、市長が特に必要があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて、通称名（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

(証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、本庄市パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）及び本庄市パートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書及び証明カードの再交付を希望するとき、市長に対し、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があつた場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、本庄市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第7号）を市長に提出し、証明書及び証明カードを返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

- (2) 宣誓者の一方が死亡した場合
- (3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出した場合
- (4) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合  
(宣誓継続申告等)

第10条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した自治体（以下「締結自治体」という。）からパートナーシップ宣誓証明書等（以下「締結自治体証明書等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、証明書及び証明カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）
- (2) 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書（様式第9号）
- (3) 締結自治体証明書等
- (4) 第4条第1項第1号に掲げる書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、当該転入宣誓者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該転入宣誓者に対し、証明書及び証明カードを交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により、転入宣誓者に証明書及び証明カードを交付したときは、転出元締結自治体に対し、本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書（様式第10号）に第2項に掲げる書類の写しを添えて、証明書及び証明カードの交付の事実を通知するものとする。

5 前項の規定による締結自治体間における情報の提供については、転入宣誓者の同意がなければ行うことができない。

6 前3条の規定は、転入宣誓者について準用する。

7 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続を行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。

(市の施策へ配慮)

第11条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第12条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 本庄市パートナーシップ宣誓書

（あて先）本庄市長

私たちは、本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

（戸籍上の氏名） \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 本庄市パートナーシップ宣誓に関する確認書

（あて先）本庄市長

私たちは、本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき宣誓をするに当たり、以下の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

要綱	確認事項（お互いに確認したことには、□に✓を付けてください。）	
第2条第1号	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の者の関係であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	（年齢要件） 宣誓日において、成年であること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。	
	① 双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	② 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	③ 双方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	※転入予定の場合（上記②③）は、転入予定者及び転入予定日を記載してください。 転入予定者 (転入予定日： 年 月 日) 転入予定者 (転入予定日： 年 月 日)	
第3条第3号	（独身等要件） 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係がある者がいないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	（近親者などでないこと） 宣誓をする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、宣誓を希望する者同士が養子縁組をしている場合を除く。	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出すること。



第 号

## 本庄市パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_\_様 \_\_\_\_\_様

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

年 月 日

本庄市長

印

(裏)

**注 意 事 項**

1 この証明書は、本庄市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用してください。

なお、この証明書は、法的な効力を有するものではありません。

2 次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があった場合
- (2) パートナーシップが解消された場合
- (3) 一方が死亡した場合
- (4) 双方又は一方が市外へ転出した場合
- (5) その他宣誓の対象者に該当しなくなった場合

※(2)から(5)までのいずれかに該当する場合、証明書等を市長に返還してください。

**通称名を使用している場合**

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

**この証明書を提示された方へ**

本庄市は、一人ひとりの人権が尊重され、性別などに関係なく、個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちの実現を目指しています。

この証明書は、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを本庄市として証するものです。


法的な効力を有するものではありませんが、証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。



様式第4号（第6条関係）

（表面）

第 _____ 号	
<b>本庄市パートナーシップ宣誓証明カード</b>	
【本人】	【パートナー】
_____ 様	_____ 様
本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
	年 月 日
本庄市長	Ⓜ

（裏面）

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを本庄市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。	
また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。	
戸籍上の氏名（通称名使用の場合）	
【本人】	【パートナー】
_____ 様	_____ 様
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）

様式第5号（第7条関係）

## 本庄市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（通称名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

パートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、申請します。

1. 再交付を希望するもの（該当するものに✓をしてください。）

- パートナーシップ宣誓証明書
- パートナーシップ宣誓証明カード

2. 再交付を希望する理由（該当するものに✓をしてください。）

- 紛失
- 毀損
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

## 本庄市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）本庄市長

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（通称名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、以下のとおり、証明書等の記載事項の変更があったことを届け出ます。

変更した事項（いずれかに✓をして、変更内容を記載してください。）

住 所 変更前 \_\_\_\_\_

変更後 \_\_\_\_\_

氏 名 変更前 \_\_\_\_\_

変更後 \_\_\_\_\_

その他 変更前 \_\_\_\_\_

変更後 \_\_\_\_\_

様式第7号（第9条関係）

## 本庄市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（あて先）本庄市長

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（通称名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、以下のとおり、パートナーシップ宣誓証明書等を返還します。

返還の理由（いずれかに✓をしてください。）

- パートナーシップを解消したため
- パートナーが死亡したため
- パートナーの双方又は一方が本庄市から転出したため
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

## 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）本庄市長

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第2項の規定により、転入前の自治体において宣誓証明書等に類する書類を交付されたこと及びパートナーシップにあることを維持していることを申告します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

（戸籍上の氏名） \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

旧 住 所 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

本申告書の写し等を転出元自治体へ通知することに同意いたします。

※同意される場合は、してください。同意されない場合手続できません。



第 号  
年 月 日

市（町）長

本庄市長

## 本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書

本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条第3項の規定により、貴市（町）より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓継続申告書の届出があり、本市において宣誓証明書等を交付しましたので通知します。

届出のあった者

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

(戸籍上の氏名) \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

旧 住 所 \_\_\_\_\_